21 1980年度活動報告と1981年度研究課題 CDの勧告がでましたが、そのプライバシー保護に関する 総括をふまえた上で、糾弾闘争の理論的整理を行なうこと 機関に対する法的規制の問題を考えていくことです。 調査・研究を行ない、その中で、「地名総鑑」や民間調査 テーマとしてあげられています。 の闘いの総括と今後の方向性を明確にすることが、第一の 第二のテーマは、昨年、プライバシー保護に対するOE 第三のテーマは、最近の差別事件の分析と過去の歴史的

があげられております。 第四のテーマは、 昨年「国際人権シンポジュム」

方向が明らかにされました。 社会啓発部会においては、

今日、

新たな啓発の内

が開か

ンペーンをおこなっていくことです。 総会でも、記念講演をもちましたが、さらに、研究とキャ 以上のように八つの柱が設定され、

研究活動の具体的な

第八のテーマは、今年は「国際障害者年」であり、この

していくことです。

伝、その具体化と完全批准にむけた研究とキャンペーンを やりたいということです。 たが、知られてない権利は守られないのですから、普及、宣 第六のテーマは、一昨年、十二月に国連で採択された 第五のテーマは「国際人権規約」が一昨年批准されまし

と協力しながらすすめていくということです。 「女性差別撤廃条約」の批准のとりくみについて婦人部会

でてきているという報告もありました。 ていない為、歪んだ形で解釈されてしまうという問題点も う動きがでてきていますが、それについて内容が紹介され をおこなっていくことです。最近「難民条約」の批准とい ぶ人権に関する条約があるが、これについての研究や紹介 第七のテーマは、まだ、日本が署名していない十五に及

覚してから五年が経過し、闘いを展開してきたが、

との間

おります。まず一九七五年に「地名総鑑」の差別事件が発 会におきましては今年は、八つの研究テーマが設定されて

まず、各部会の今年の研究テーマとして、まず、人権部

なっていきました。

近の悪質な差別事件の分析の二点について報告と討議を行くのの研究者会議において、各部会の研究テーマと、最

人権・啓発部門

〈第二日目・各部門別討議のまとめ〉

究し、日本の人権擁護制度の今後の基本的方向を明らかに れましたが、諸外国における人権擁護制度を調査、比較研

八〇年度活動報告と八一年度研究課題

に次の五つのテーマが設定されています。容と方法の創造的な発展が求められていますが、そのため

いくことです。析を行ない、一問一答のパンフを作成し、啓発を行なって同和事業からくる「ねたみ差別」「同和とりすぎ論」の分第一に、意識調査や訪宅研修の結果から、偏見の分析や

究していくことです。件について資料の収集をし、背景の分析と啓発の方向を研件について資料の収集をし、背景の分析と啓発の方向を研第二に、今日、頻繁におこっているファッショ的差別事

第三に、企業内啓発です。近年各地で企業内啓発が活発 第三に、企業内啓発です。近年各地で企業内啓発資料の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集や、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の 収集を、スライド「生きるⅡ」の学習の手びきと指導案の で、

者差別に関する啓発資料が多数発行配布されていますが、 であていくのかということ。②「国際人権規約」の啓発の動」を昨年からすすめていく。②「国際人権規約」の啓発の動」を昨年からすすめてきたが、さらに今後、どの様にす 第四に、人権啓発についてです。①「身元調査お断り運

の比較研究をすることです。など多くのものが、全国的に出されておりますが、これらなど多くのものが、全国的に出されておりますが、これら第五に、映画などの視聴覚教材や、啓発用の冊子、広報

ました。 にわけ、二ヵ月に一回のペースで研究することが報告され 以上の五つの柱にそくして、啓発部会の会員をグループ

うことです。 さの研究面を婦人部会が担っていかなければならないといとりわけ、「女性差別撤廃条約批准促進大阪府民会議」のとりわけ、「女性差別撤廃条約批准促進大阪府民会議」のとりかけ、「女性差別撤廃条約批准促進大阪府民会議」のとりかけ、「女性差別撤廃条の課題ですが、第一に「女性差別撤廃条

第三に、昨年のコペンハーゲンでの「婦人世界大会」に落婦人の実態把握と要求の整理を行なうということです。第二に「特別措置法」強化改正、基本法制定にむけて、部

いなか。

ます。うことです。以上大きく四つの研究テーマが設定されていうことです。以上大きく四つの研究テーマが設定されてい識の分析を行ない、女性解放の教材づくりにとりくむといいので、「女性差別一一○番」の成果を踏まえ、差別意

の差別事件の特徴と背景について討議されました。差別事件が頻繁に起っていることから、最近の小・中学校三部会の報告にもとづいて討議をすすめました。まず、

として遊びに使われるということがあげられました。又、授業の中で部落問題についてならったことが差別用語の動機の単純性が最近の傾向としていえるのではないか。いったのですが、その中で、特徴として、差別する子ども最初に、具体的な差別事件の事例がだされ話がすすんで

つほど指摘がありました。なぜ、このようなことが起こるのか。その背景として二

いうことです。

一つは、今まで、子どもをとりまいていた環境の中で自然というものが非常に大きなものであったのに、テレビにないうものが非常に大きなものであったのに、テレビに然というものが非常に大きなものであったのに、テレビに然というものが非常に大きなものであったのに、テレビに然というものが非常に大きなものであったのに、テレビにのうことです。

に、 こつめに、受験競争のもとで、人をけおとして生きると といっても「士・農・工・商・穢多・非人」という歴史的 といっても「士・農・工・商・穢多・非人」という歴史的 といっても「士・農・工・商・穢多・非人」という歴史的 といっても「士・農・工・商・穢多・非人」という歴史的 が、我々が本当に伝えたい内容が伝わらず、ことばだけが か。我々が本当に伝えたい内容が伝わらず、ことばだけが か。我々が本当に伝えたい内容が伝わらず、ことばだけが

はないか。そとで、学校における差別事件を重視して、教師担ってきた教師層から新しい世代に変化してきているのでン化してきている。同和教育の担い手が戦後の同和教育を又、教師の傾向として、人権感覚が低くなりサラリーマ

実際の事件数はもっと多いということになります。ではないかということがこの論議の中で強調されました。ではないかということがこの論議の中で強調されました。 (労働)、国鉄、郵政関係の差別事件であったということが法度、差別事件の件数が一七四三件であったということが法度、差別事件の件数が一七四三件であったということが法度、差別事件の件数が一七四三件であったということが法度、差別事件の件数が一七四三件であったということが法度、差別事件が除かれているのを別の独自調査と比較して少ないということになります。

特徴として次の様な指摘がありました。特徴として次の様な指摘されました。この悪質な差別事件のが拡大助長・悪質化してきているという側面を見る必要がが拡大助長・悪質化してきているという側面を見る必要が数年、同和対策事業がすすむ中で「ねたみ意識」が強くな数年、同和対策事業がすすむ中で「ねたみ意識」が強くな数年、同和対策事業がすすむ中で「ねたみ意識」が強くな数年、同和対策事業がするので、差別事件として指摘、と同差別事件増加の背景として、運動の発展の中で差別との差別事件増加の背景として、運動の発展の中で差別

ことです。や、女性に対する差別、民族差別とからんでおこっているや、女性に対する差別、民族差別とからんでおこっているものれよ∥」こういったファッショ的な性格をもっているもの「第一に「部落民をみな殺しにせよ∥」「強制収容所に入

第二に、大学の差別落書き事件はあいかわらず後をたた

Line Walnut

Saldage to more of the same to the best of

ということが多かったのですが、最近は、大学構内の掲示 ないわけですが、以前だとトイレでひそかに落書きをする 落解放同盟中央本部であるとか、 きています。このような傾向は、 板であるとか黒板といった場所に差別落書がおこなわれて れていたり、保育所の壁に差別落書きがおこなわれたりし た場合、生江の解放会館の立て看板に差別的な文書がはら 校の体育館のカベに落書きされるなど、ひそかにやられて ています。日の出の子どもたちが通っている同和教育推進 イヤがらせとしてやられてきているし、さらに、地域をみ 動きに注目する必要があるのではないかということです。 とおこなわれてきている特徴があり、我々は、このような いたものが、 直接に運動団体あるいは地域に進出し、公然 投書とか電話で直接、部 部落解放研究所に対する

思えないといえます。とれてきていることです。例えば、淡路中学校の体育館の落れてきていることです。例えば、淡路中学校の体育館の落れてきていることです。例えば、淡路中学校の体育館の落ま三に、一定の政治的な意図をもって組織的におこなわ

こないました。 討論の中でさらに、この問題について継続して討議をお

れば、手がつけられなくなるということです。 この ことまず第一に、このような差別落書事件がエスカレートす

番大切になってきます。歴史をみてもわかるように、出鼻をくじくという対策が一は、ドイツにおけるヒットラーのユダヤ人に対する迫害のは、ドイツにおけるヒットラーのユダヤ人に対する迫害の

いにあります。 たとえば、東京において、二月七日の北方領土の日から たとえば、東京において、二月七日の北方領土の日から たとえば、東京において、二月七日の北方領土の日から たとえば、東京において、二月七日の北方領土の日から

さらに、我々が注目すべき点として、エスカレートすることが指摘されました。

第三に、資本主義国の共通現象としておこっている点で

きているので、警戒しておく必要があります。ないが、ネオファシズムの動きが各国で非常に活発化してっています。世界的現象としてあり、国際的組織とはいえ国人労働者にたいするこういった落書き事件、テロがおこす。例えば、フランス、ドイツにおいても、ユダヤ人や外す。例えば、フランス、ドイツにおいても、ユダヤ人や外

するだけにおわってしまうことになりかねません。れるのか、緻密な分析をする必要があります。なぜかといいるのか、緻密な分析をする必要があります。なぜかといいるのか、経密な分析をする必要があります。なぜかといい といく場合、もう少し、我々が啓発の対象となる人々、市民いく場合、もう少し、我々が啓発の対象となる人々、市民のは、改善のが、としてこのような問題を考えて

緻密に分析する必要性が指摘されました。とろに現われてきているファシズムへの動向ををもう少しるとか、テレビの番組、あるいは日常接している様々なと要があるのではないか。たとえば、子どものおもちゃであいあらわれてきているのか、日常生活の中から点検する必にあらわれてきているのか、日常生活の中から点検する必にれから、もう一点、ファシズムが具体的に、どのよう

たいということでした。ていく必要性と、会議を頻繁にもち研究を充実させていき自身が強く感じたことは、日常の研究部会の活動を強化し以上で、人権・啓発部門の論議が終ったわけですが、私

以上で報告を終わらせていただきます。

題について論議をいたしました。 一行政・経済部門の会議は七時半から一一時まで約二〇名でかぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をめぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をめぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をめぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をめぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をめぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をいたしました。 第二に、「特別措置法」の強化改正は現代を表記に、一時まで約二〇名に、第二に、第二に、 で、その紹介と若干の強点を対でる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議を必ぐる取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をいたしました。

報告されました。
現在二分の一の支部から報告があがってきたことになります。上田先生の方から、との一○○○の部落を基礎にいます。上田先生の方から、との一○○○の部落を基礎にいます。上田先生の方から、との一○○○の部落を基礎にすので、かなり全体的な姿が把握できるのではないかと思すのであるの一の支部から報告があがってきたことになりま現在二分の一の支部がら報告があがってきたことになりまります。解放同盟の支部がだいたい二○○○あるわけで、

た。

この点に関し大きく三つの分野にまたがって報告されましたの点に関し大きく三つの分野にまたがって報告されましないかと、いう結論が出されてきているわけであります。えられていない。場当り的な行政になってきているのではえられていない。場当り的な行政になってきているのでは

も排水の問題につきましても、悪臭をなんとかしてもらいきする必要性があるという報告が出てきています。下水道をしては、火災の類焼の危険性があるというものが実に八め、大災の類焼の危険性があるというものが実に八め出てきている。このことが、道路の問題とか住宅の過としては、火災の類焼の危険性があるというものが実に八め出てきている。このことが、道路の問題と対している。とれから、深刻な問題の三分の二は急斜面あるいは崖下といったところに部落がの三分の問題ですが、三分の一しか平地になくて、あと境に関する問題であります。いわゆる、立地条件等環ーつは環境の問題であります。いわゆる、立地条件等環ーのは環境の問題であります。いわゆる、立地条件等環

たいという要求が五○%にも及んでいて、半分の人が悩んでいます。
 立ます。ところが、現在、土地を確保して、総合計画をやいます。
 立まず上地を確保しなければならない部落が七○%にも及んでいます。
 立まずというないという報告が最近増えておるわけです。
 立まずというないという報告が最近増えておるわけです。
 立まずというです。
 立まずというです。
 立まずというです。
 が全くないということです。総合計画をやるにしても、まが全くないということです。
 総合計画をやるにしても、
 さまずという制度をとっているのは大阪府だけであります。

1980年度活動報告と1981年度研究課題

る。そういった状態もうかがえるという報告がなされまし とんど手つかずの状態で、まわりに住宅が建て られ てお この住宅要求に関わって、 と四二・二%もおよんでいる、という結果がでています。 しい家に移りたい」という住宅要求を全て合計いたします 題ですが「せまい」あるいは「建てかえたい」とか、 四一・%という数字がでてきています。それから住宅の問 とになり、全く困るわけで、この駐車場がないというのが というのは、その生業に必要な車を駐車できないというこ す。部落の場合、生業者が多いわけですから駐車場がない 五%でています。 五%も出てきています。診療所が三〇%です。まだポスト れました。しかし、こういった中でも、保育所の要求が二 較しますと問題がでてくるのではないかという点が指摘さ ・公衆電話がないということで要求がでているところが二 を出していかないと、小さな部落、大きな部落を混ぜて比 消火栓がないというのが 二五 % ありま 非常に過密な部落の中心部がほ 「新

が非常に少なく、又、仕事が非常にきついということがいうことです。その割に、部落の場合は使用可能な医療施設る人の率が、非常に高く、全国の約三倍になっているとい問題は、健康を害されている、あるいは、病気になってい大きく三つめは、個人にかかわる問題です。一番大きな

下で働いている人が二五%に達しています。かなります。な状態で働かされているといった点がでているわけです。な状態で働かされているといった点がでているわけです。な状態で働かされているという型になってきておるわけです。を当ています。雇用の問題については、不安定就労であるも出ています。雇用の問題については、不安定就労であるも出ています。雇用の問題については、不安定就労であると答えた人が八○%、低賃金が八○%。健康保険がないがと答えた人が八○%、低賃金が八○%。健康保険がないがよ答えた人が八○%、低賃金が八○%。健康保険がないがよどであると答えた人が八○%、低賃金が八○%。健康保険がないがよりであると答えた人が八○%、低賃金が八○%。健康保険がないがよりです。をういった実態を踏まえるならば、いわゆる「残事業」という点でも、まだかなりの部分が残っているという結論にいるようである。

いるわけで、そういう人材を養成していくというととと結が有効に活用されるためには、ある程度の力をもった人ががあるのではないか。一つの施設をつくっても、その施設とか教育の問題等を結びつけて総合計画を考えていく必要とか教育の問題等を結びつけて総合計画を考えていく必要とか教育の問題等を結びつけて総合計画を考えていく必要とか教育の問題等を結びつけて総合計画を考えていく必要とか教育の問題等を結びつけて総合計画を考えていく必要とか教育の問題等を結びつけて総合計画を考えていくというとと結があるのではないか。一

物的な施設と同時に、人材養成などを含めた総合計画とい ういった意味で今後、総合計画というものを考える場合、 が有効に活用されないということが出てくるわけです。そ びつけて考えないと、建物だけは建ったけれども、全然それ 間、全国各地でかなり実態調査がやられてきておりますの 栃木県や埼玉県ではグラフ等で発表しており ます。 この した。各都府県別で実態調査が取り組まれておりまして、 が、実態調査が非常に重要であるというととが強調されま ことであります。三つめは、まだまだ不十分で あります うものを考えていく必要があるのではないだろうかという るのではないかということを痛感しました。 都府県連独自にやったところをミックスしていく必要があ けであります。中央本部の実態調査をやったところと、各 えていく必要があるのではないかということを痛感したわ て、中央本部がやりました実態調査の報告ということを考 これらを何らかの形で集計し発表する作業 と あわせ

ますと、「我々、全日本同和会は結成以来、同和問題解決は同和会から「特別措置法」に関する資料が出ています。とれな昨年の十一月二十二日に高知県で開かれた「特別党案は、との本の中で紹介されています。この他に、一つ党案は、との本の中で紹介されています。この他に、一つ党案は、との本の中で紹介されています。との他に、一つ

がなされておることがわかります。

に鋭意努力を重ねてきたところである。しかしながら、に鋭意努力を重ねてきたところである。しかしながら、のっとり、国、地方公共団体の行政責任を果たし、一日ものっとり、国、地方公共団体の行政責任を果たし、一日ものっとり、国、地方公共団体の行政責任を果たし、一日ものっとり、国、地方公共団体の行政責任を果たし、一日も早く同和問題の完全解消を強く要望する右決議する」と決議されています。ということは、同和会としても再延長、しかも、単なる再延長ではなしに、環境・産業・職業につしかも、単なる再延長ではなしに、環境・産業・職業につしかも、単なる再延長ではなしに、環境・産業・職業につしかも、単なる再延長ではなしに、環境・産業・職業につしかも、単なる再延長ではなしに、環境・産業・職業については充実、教育、啓発については強化という内容で決議がなされておることがわかります。

社会党に対する批判をしています。評論版の一月十九日号の「部落解放特別措置法」要綱欄で可いで、「全解連」と共産党の動向でありますが、赤旗

であって、それ以上であってはならないという意見でありいうととなのです。一般地域との格差是正にとどめるべき「同和対策」の目標というものは格差是正におくべきだとしていないということを言っています。彼らの 意 見 は、これのポイントを言いますと、一つめには目標を明確に

ます

す。

こつめには「阻害行為」を名目に言動を規制する危険性にならないという批判を彼らはしてきておるわけでありますが、それに対しては、あくまでも、理性的教育にゆだらととです。とういう趣旨で社会党案が作られているわけっととです。とういう趣旨で社会党案が作られているわけらととです。とういう趣旨で社会党案が作られているわけらととです。とういう趣旨で社会党案が作られているわけるべきであって、言論統制につながるようなととはしているですが、それに対しては、あくまでも、理性的教育にゆだるとです。とういう趣旨で社会党案が作られているわけるべきであって、言論統制につながるようなととはしてはならないという批判を彼らはしてきておるわけでありまるべきであって、言論統制につながるようなとはしてきるという問題あるべきであって、言論統制につながるようなとはしているという問題を担いるという批判を彼らはしてきておるわけでありまいた。

善が中心になって、これからの部落問題の解決というものえが濃厚なわけです。ところがそれではどうしても環境改があるわけです。そして、その地域に対する事業という考をやるわけですが、これに対する批判をしてきているわけがあるわけですが、これに対する批判をしてきているわけがあるわけですが、これに対する批判をしてきているわけがあるわけですが、これに対する批判をしてきているわけがあるの策の案の中に、いわゆる「関係住民」という概念するというでは関係的施策をやることに対する批判を妨げるということ

は府県でとに非常に性格がちがいます。あるいは、同じ大きなという批判をやっております。社会党案のねらいというものは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またうものは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またうるのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またうるのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またっちのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またっちのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またっちのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またっちのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またっちのは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、またっちのは、国が大学では、市町村に事業を押しつけ財政危機を深化さいた。

て財政危機を深刻化させると言っているのです。では全く性格が違うわけです。これを、共産党は、市町村に事業を押しつけい。下からとりあげて、上がそれを承認するべきだと、こ下におろしてくるとなると、これでは十分なものができな下におろしてくるとなると、これでは十分なものができな下におろしてくるとなると、これでは十分なものができないは都市でも、部落産業をかかえるところとないところのいは都市型と、都市近郊型と農村型と違うわけです。あ

です。ものであって、規制すべきものでないと批判をしてるわけものであって、規制すべきものでないと批判をしてるわけ件の問題にしましても、とれは教育で自主的に解決すべきいる、法律と行政依存型だと言っています。例えば差別事いる、法律と行政依存型だと言っています。例えば差別事

られて、何か同和対策が半永久的につづくかのように批判速やかに取り組むことにしてあるのに、この点がねじまげたいかというと、すべての分野を対象にするというところないかというと、すべての分野を対象にするというところないかというと、すべての分野を対象にするというところないかというと、すべての分野を対象にするというところないかというと、すべての分野を対象にするというところないかというと、すべての分野を対象にするというところないかというとにしてあるのに、この点が名しているというとでは、できないがある。

をしているわけです。

されなければ、融和行政になっていくわけです。ありません。しかしそれは、解放の自覚をともなって適用

and the second second and the second second

題を明記してもらいたいというのが出ています。 もう一つは、いくつかの自治体から社会党案に対する意思を明記してもらいたいというのが出ています。 一つに見が出されていまして、ポイントは三つあります。一つに見が出されていまして、ポイントは三つあります。 これは法案の作成のときに法制局と詰めたときに、こす。これは法案の作成のときに法制局と詰めたときに、こす。これは法案の作成のときに法制局と詰めたときに、こす。これは法案の作成のときに法制局と詰めたときに、こがのがあるかどうかを調べて追求していかねばなりませが、自治体側の自治大臣の指定ということをはずせないというかけです。はどうしてもはずしてほしいと言ってきているわけです。はどうしてもはずしてほしいと言ってきているわけです。はどうしてもはずしてほしいと言ってきているわけです。はどうしてもはずしてほしいと言ってきているわけです。はどうしてもはずしてほしいとです。二つめには、運営費です。補助対象の中に運営費の問め、三つめには、運営費です。補助対象の中に運営費の問ん。三つめには、運営費です。補助対象の中に運営費の問ん。三つめには、運営費です。補助対象の中に運営費の問め、社会党案に対する意は、社会党案に対する意は、社会では、社会では、というないというのが出ています。

紹介したわけであります。そこで論議になりました。方、共産党あるいは全解連からの批判、行政からの要望を以上、現状の社会党案を中心にしまして、同和会の考え

制限導入の問題に関して、本格的に論議していく必要があ一つめには、研究所のサイドからも格差是正の問題、所得

31 械的に言われていますが、等しくということには反対では1980年 らみて妥当なのかどうか。これは非常に大きな問題がある時、味です。あるいは直接行政ということが同和行政の性格かず。問題はやはり、一般地区との格差是正という場合の中で、問題はやはり、一般地区との格差是正という場合の中で、この中で、国の責任、国の主体的義務を明記することは

31 1980年度活動報告と1981年度研究課題

か。とれは、例えば教育に対する奨学金とかです。の大きなポイントが出ていくのではないかの大きなポイントが出ていくのではないか。もう一つは個足が出ております。一つは生活対策的給付。したがってと見が出ております。一つは生活対策的給付。したがってこれについては所得が高まってくれば当然制限を考えていくたいうことにつながっています。個人給付が性格的に二つるんではないかという意見が出されました。その点で二つるんではないかという意見が出されました。その点で二つるんではないかという意見が出されました。その点で二つ

もう一つの視点は、部落の実態というものから考えているう一つの視点は、部落の実態というものから考えているかに、格差是正をということで、今ある時点で是正されてからといって打ち切っていいのかどうか。というのは、部落差のかに、格差是正をということで、今ある時点で是正されたからといって打ち切っているわけですから莫大な借金をかかえてからに、格差是正をということで、今ある時点で是正されたからといって打ち切っとで、今ある時点で是正されたからといって打ち切っとで、今ある時点で是正されたからといって打ち切っとです。単に現象的にたとえば公務りは残されることになるという意見が出さればじめた。

どうあるべきなのかということをもっと考えていかねばな業が将来の社会においてどうなっていくべきなのか、本来三つめの視点としては、同和対策としてやられている事

であるとか、母子家庭であるとかの低所得者層が無償にな らないということです。例えば教科書の無償に関しても最 以上のものについては一般対策でやるべきだという考え方 す。だから全解連や日共は、格差是正は同和対策で、それ 何かという問題が根底に哲学的なものとしてある わけで です。第四には部落差別とは何かとあるいは完全解放とは 究所としてもっとほり下げていこうという論議をしたわけ って、これが国民全体に広まったわけであります。こうい 初は全ての国民が無償であったわけではなく、最初は部落 課題が出てきたわけであります。 まえて法律を論議していく必要があるんではないかという して完全解放とは何か、部落差別とは何かということを踏 え方もでてきておるのであり、解放同盟として、研究所と とはどういうことかという結論があって、法律に対する考 です。こういった部落差別とは何か、部落差別をなくすこ った観点を踏まえて、格差を是正とか所得制限について研

です。これが自民党に対する働きかけの最も重要なポインの自民党議員や保守系議員への働きかけを強めていくこと党を押していく必要があるんではないか、それから市町村定的になってきます。やはり地元が重要で大阪府下の自民定的になってきます。やはり地元が重要で大阪府下の自民を打た運動の方向です。今後は自民党への働きかけが決へ向けた運動の方向です。今後は自民党への働きかけが決へ向けた運動の方向です。

- になるのではないかという意見が出されました。

最後の各部会の今年一年間の報告がなされました。**行財政部会**に関しては、「特別措置法」の強化、改正案の検討の運用の改善ということで、付帯決議でいいますと、「法の運用の改善ということで、付帯決議でいいますと、「法の進用の改善ということで、対帯決議でいいますと、「法の進行の決合的改正、ならびに、運用の改善について検討すること」というところの問題で、所得制限の問題や窓口問題がでてくるわけです。それに関する論議を強めていこうといなったのであります。

労働部会では、二つ問題が出されます。労働政策にかか労働部会では、二つ問題が出されます。労働政策にかかる現行の一般制度は多種多様に存在しますが、活用されたがを行ないました。そして、昨年国会でやっと出してきた。とれを批判的に検討して活用していくことが今年の課題でとれを批判的に検討して活用していくことが今年の課題でとれています。労働政策にかか労働部会では、二つ問題が出されます。労働政策にかか労働部会では、二つ問題が出されます。労働政策にかか労働部会では、二つ問題が出されます。労働政策にかか

う報告がなされました。という形の施策を含めてでありますが、その中の成功例をという形の施策を含めてでありますが、その中の成功例をり、あるいは行政に土地を買わせたりして、それを借りるり、あるいは行政に土地を買わせたりして、それを借りる農業部会ですが、各都府県連でいろんな取組みをやった

者年でありますし、国際人権規約とか国際的動向の中で福君年でありますし、国際人権規約とか国際的動向の中で福用でいる。それの研究、紹介をやっていく。それから、現行制度が多種多様にあるのに解放運動の中で活用されて、一般のではないかというに関連、福祉対策のうちのか研究していくことであります。現在の福祉対策のうちのか研究していくことであります。現在の福祉対策のうちのか研究していくことであります。現在の福祉対策のうちのか研究していくことであります。現在の関連といったところを考えいない。それの研究、紹介をやっていく。それから、現行現が関連が多種多様にあるのに解放運動の中で活用されて現行制度が多種多様にあるのに解放運動の中で活用されて現行制度が多種多様にあるのに解放運動の中で活用されて現代が表情に表情にある。

を考えていきたいという報告もなされました。か、やらせたらそれをどのように活用していくのか、これか、やらせたらそれをどのように活用していくのい。今年、部落の福祉にかかわる実態調査を厚生省がやるい。どのように規定されているか、これを 考えて いき た社がどのように規定されているか、これを 考えて いき た

そういった報告がなされました。
育成ということも含めて総合的な計画をたてていきたいとのではなしに、産業実態を把握して、その産業の将来的なのではなしに、産業実態を把握して、その産業の将来的な

三、教育・地域部門

日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂う日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂う日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂う日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂う日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂う日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂う

まず、総論部会ですが、イタリアの「一五 〇 時 間 プラ

an traditional defections have the think which has been been a solution to be

史をもとにして学問を研究していくというようなことをやた、中、高、大とすべてにあてはまるが、単に既存の大学でいて自らの権利を行使していくという、いわば批判的学習権というような方向で確立したわけです。詳しいことは省きますが、例えばフィレンツェ大学では、一九六○~一習権というような方向で確立したわけです。詳しいことは省きますが、例えばフィレンツェ大学では、一九六○~一名を書すが、例えばフィレンツェ大学では、一九六○~一名で書すが、例えばフィレンツェ大学では、一九六○~一名を書すが、例えばフィレンッという、いわば批判的学のいて自らの権利を行使していくという、もので、一五○時間の「学習権」を保障していくという、自らの生活を表す。

ているわけです。

性としてもちながら討議をつづけてきました。生といれ、日本の労働者階級が、同じようにやっていくという基がしかし類似の性格として、差別に反対していくという基がしかし類似の性格として、差別に反対していくという基本姿勢にたって、今日の教育体制に異議申立をし、その権本姿勢にたって、今日の教育体制に異議申立をし、その権本姿勢にたってとが考えられる。とのような事が可能ではないのかということが考えられる。このことを一つの方向をいかということが考えられる。このことを一つの方向をというに、全国の方法を関係が、同じようにやっていくとなると対してもちながら討議をつづけてきました。

として検討していきたい。として検討していきたい。として検討していきたい。実践の指針としてひきつづき総論部会めた日本の部落大衆の教育の現実を変革し、差別をなくすめに日本の部落大衆の教育の現実を変革し、差別をなくすい、まにまだは、東にこの問題について深めながら、実践というでは、まだまだイタリアの状況が一部の研究者間でしか検討さまだまだイタリアの状況が一部の研究者間でしか検討さ

か、そのためには保育カリキュラムの構造がどうあらねばは子どもの全生活を教育的に組織するとはどう いう こと長か詰めこみか、遊びか課業かといった二極分解によって長が詰めてのが、遊びか課業がといった二極分解によって

ならないかを検討してきまた。

域の現実を検討しながら、毎月例会をもってきました。一九八〇年度は、飛鳥支部との連携のもとに具体的に地

なことが報告されてきています。間帯そのものが、問題となっている状況があるというようう子が半数以上いるという厳しい実態、或るいは生活の時たとえばテレビについても二才児で三時間見ているとい

れてきています。 遊びの問題でも、なかなか遊べないというととも提起さ

ということです。的に検討しながら、いわばひとつのヒナ型を作っていこう的に検討しながら、いわばひとつのヒナ型を作っていこうをの中で、音楽の問題、或るいは遊びの問題などで具体

出していきたいと考えています。それを是非小学校部会では、検討し、実践の指針として

・ は及び理論の批判的検討ということです。・ ひとつは、大阪府下の高校生の部落問題に関する意識状況の研究、二つめに府下の地区出身高卒者の進路実態調状況の研究、二つめに府下の高校生の部落問題に関する意識と、ひとつは、大阪府下の高校生の部落問題に関する意識をかかげて検討してきました。

阪府や大阪市の成人の調査をすると北位が家庭「父母、祖 中で特徴的にいわれていたのは、「部落問題をはじめて知 中心として報告をしていただいたわけですが、この報告の 研究ということで大阪府高等学校同和教育研究会の先生を 生約一万人を調査した結果五五%が先生を通じて知ったと 父母」で知ったというのが多いけれども、今日、高校一年 ったのは誰からきいて知ったのか」ということについて大 をもった」という問いに対して、気の毒だと 思った 三六 %、びっくりした一七%、いきどおりを感じた七%、とわ いう結果です。それから「初めて知った時にどういう感想 あります。 なかった二○%に関して、どう解釈するのかという問題が ける同和教育がまだまだ浸透していない、特に何とも思わ 思った三%、その他九%、ということで義務教育段階にお いと思った六%、何とも思わなかった二〇%、仕方ないと 昨日は大阪府下の高校生の部落問題に関する意識状況 それから「部落の起源」については、 四三%が 0

ということが、この調査から予想できます。ということが、実際にはもっと低い状況だろうと思いますでいところが多数あるということが提起され、検討させていいところが多数あるということが提起され、検討させていいところが多数あるというととが提起され、検討させていいところが多数あるというととが提起され、検討させていないが、実際には「にんげん」を使用していない、あるいと低い状況だろうと思います。大とですが、実際には「にんげん」を使用していないが、との調査から予想できます。

いうと良い方向にたくさん解答があったということで、アないのと良い方向にたくさん解答が非常に模範的、この調査からた三〇%という部分もありますが、この討論の中で山中さんも指摘しているように、非常に建て前的に行っているのんも指摘しているように、非常に建て前的に行っているのかも指摘しているように、非常に建て前的に行っているのかすぎだ五%と少ないが、建て前ばかり三九%、自分に関りすぎだ五%と少ないが、建て前ばかり三九%、自分に関りすぎだ五%と少ないが、建て前ばかり三九%、自分に関りすぎだ五%と少ないが、建て前ばかり三九%、中学校の「同和教育の感想について」は、やそれから、小中学校の「同和教育の感想について」は、や

する、分散する等の意見もかなりあります。

効な手段」に関しては、自然になくなるとか、大人を教育という問題があります。その他「差別意識をなくすのに有ンケートの限界性を考えるにしても、そう素直に喜べない

課題が具体的に提起されたわけです。際の内容を、我々がどういう形で構築していくのかというの反動化をすすめているような状況の中で、同和教育の実の非行」問題等はじめとして、それを逆手にとって、教育先ほど教科書問題の話にふれましたが、最近のいわゆる

奨学生部会については、地域高校友の会の指導者を中く子供会部会は担当者の欠席のため検討していません。

というととで、今後検討していこうと話しあいました。
究所の部会としても掌握していく必要があるのではないかといくつかの地域であり、全国的な奨学生組織の実態を研といて奨学生部会を開いており、全研、全奨等々の検討をとして奨学生部会を開いており、全研、全奨等々の検討を

成、近畿ブロック内の連携強化という課題を決めていきた調査、或るいは、館事業の点検整備、会館の手引書の作のではないかということと、それと合わせて、会館の実態かわっていくのか、課題をとくに検討していく必要があるだが、解放を担う共同体に対し解放会館がどういう形でか解放会館部会では、いろんな事業をすすすめてきたわけ

1980年度活動報告と1981年度研究課題

いということで討議を行なってきました。

しなければならないだろうと思います。
しなければならないだろうと思います。
というればならないが、教育の事実に即していうならば、むいろ反対の動向がはっきり出ており、国民的融合論が、教的融合論のある中で、教育の事実に即していうならば、むいろ反対の動向がはっきり出ており、いわゆる日共の国民なっているというような報告があり、いわゆる日共の国民なっているというようと思います。

討をしていく必要があるのではないかと思う。が雑誌『部落問題研究』の最近号に載っており、今後、検くって活動をつづけてきたわけですが、これに対する批判それから私達が解放教育計画検討委員会というものをつ

いうととを考える必要があります。
いうととを考える必要があります。
いうというのは、いわば体制内に入りとむ学力ではないかというが批判が出されていますが、我々は部落差別の現実を直切して、本当の解放の学力をどう考えていくのかというととの方向と展望を出さなければいけないのではないかととの方向と展望を出さなければいけないのではないかととの方向と展望を出さなければいけないのではないか、との方向と展望を出さなければいけないのではないか、との方向と展望を出さなければいけないのではないか、との方向とを考える必要があります。

それから、更に、全国的な部落解放運動の闘いとも平行

えました。
で、この二月に教育における差別事件の集約集会をもとして、この二月に教育における差別事件の集が集会を是非もち、その中で教だけに限って差別事件の集約集会を是非もち、その中で教との関連でしたので、この点に関しても適当な時期に教育との関連でしたので、この点に関しても適当な時期に教育における差別事件の集約集会をもとして、この二月に教育における差別事件の集約集会をもとして、この二月に教育における差別事件の集約集会をもと

報告にかえさせていただきたいと思います。他、いろいろ意見が出たわけだが、主にそういうことで

四、歴史・理論部門

報告するということで進めていきました。 各部門から昨年度の総括と今年度の任務と課題について

ていると考えます。
を史・理論の部門としては、最近の解放運動の発展や研歴史・理論の部門としては、最近の解放運動の発展や研

六頁以下の資料参照)。料集』全四巻として編集・刊行することができました(五業を進めてきて、その成果の一端を『部落解放運動基礎資素を進めてきて、その成果の一端を『部落解放運動基礎資あるいは大阪における同和教育の資料を収集するという作るので、戦後の部落解放運動の資料を集めたり、

懸案である例会の定例化も前近代史、近現代史を中心に

たしている役割は小さいと思います。行なってきました。しかし、まだ課題の大きさに比べて果

いただけるよう、部会を進めていきたい。そして、研究員の最低の任務として、年一度は報告をして究員の方を中心に例会の定例化を確立していくことです。来年度の課題としては、まず部門全体の課題として、研

同時に、各地に研究会ができていますし、直接我々の研究所とパイプをもっていない部落問題、部落史の研究家も多数いらっしゃいますし、卒論などで部落問題をとりあげ多数いらっしゃいますし、卒論などで部落問題をとりあげる学生も多くなっていますので、そういった人々にも呼びる学生も多くなっていますので、そういった人々にも呼びるが、報告を受け、幅広い研究者の結集を進めていきたい。かけ、報告を受け、幅広い研究者の結集を進めていきたい。心ますが、どうしても歴史の関係が多くなっていますと思います。歴史・理論の研究に果たす役割は大きなものがあると思うの史・理論の研究に果たす役割は大きなものがあると思うの史・理論の研究に果たす役割は大きなものがあると思うの史・理論の研究に果たす役割は大きなものがあると思うの史・理論の研究に果たす役割は大きなものがあると思うので、今後共皆さんの協力を得たいと思います。

課題に答えていく作業を進めていきたい。にし、共通した問題意識の下、各地から出てきている研究す。その中で問題意識を統一し、研究課題をより一層明確る課題が、各地の研究所からの要望としても出てきていま更に、近年の新しい研究の成果、到達段階を明らかにす

以上のような全体的な報告のあと、各部会からの報告を

ただきました。

れていきます。 活を支えた労働の姿、生活のありさまなどの解明が進めら活を支えた労働の姿、生活のありさまなどの解明が進めらでいますが、被差別部落の起源、形成についての研究を今まず、前近代史部会については、この間活発に論議されまず、前近代史部会については、この間活発に論議され

思われます。

思われます。

思われます。

思われます。

というのは、単なる江戸時代からの残りものではなくて、明治以解消しつつあるという単なる封建遺制ではなくて、明治以解の資本主義の問題です。そういうことが、上杉さんの集解の資本主義の問題です。そういうことが、今日しだいに「解放令」から今日の部落問題が始まった。今日しだいにというのは、単なる江戸時代からの残りものではなくて、というのは、単なる江戸時代からの残りものではなくて、というのは、単なる江戸時代からの残りものではなくて、というのは、

そのへんの裏付けをしなければならないと思います。ていきたい。大変な資料の数になると思うし、これから、は、前近代、近現代共通した課題として、部会をあげて、の差別の姿も明らかにされてくると思いますの で、これの差別の姿も明らかにされてくると思いますの で、これの差別の姿も明らかにされてくると思いますの で、これ

明らかにされていくと思います。 同和教育あるいは同和事業のかなりつっこんだ資料が今後とになります。今までにあまり知られていなかった大阪のの村役場に残されていた資料を中心に資料集を刊行すると数育の資料を中心に収集してきました。来年度は、水本村教育の資料を中心に収集してきました。来年度は、水本村の大阪府下の同和

人では整理できないということで眠ってしまっているとか場が設定できないとか、あるいは、集めた資料がとても一方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部方にかなり苦しているとが、昨年度当りから大阪府連を中心に聞き取りをして次の伝承部会は、従来から泉州を中心に聞き取りをして次の伝承部会は、従来から泉州を中心に聞き取りをして

としてぜひまとめていきたいと思います。いう事が起ってきています。このような点について、部会

次に、共闘部会については、ほとんど機能していません次に、共闘部会については、ほとんど機能していませんがら、なかなかそれを理論化するというところまでいってがら、なかなかそれを理論化するというところまでいっていないわけです。その点、来年度ぜひ活発な活動を行なっいないわけです。その点、来年度ぜひ活発な活動を行なったに、共闘部会については、ほとんど機能していませんでいきたい。

こうしょう ですから、毎年、そういう論単にして、で互いの形にするなどの必要があるという意見がありました。ですから、毎年、そういう論争なり研究の整理をして文章表され、色々な場で解放理論についても発表されているの

ばならないのではないかという意見がありました。理論部門から他の部門へ研究課題をもっと提起していかね必要であり、各部門、部会の動きを歴史・理論部門がもっ必要であり、各部門、部会の動きを歴史・理論部門がもっと が スポリ外に部門全体にかかわる問題として、お互いの部

大きな課題を担った部門、部会であると思います。とめていくとか、的確に問題を整理していくとか、非常にとめていくとか、的確に問題を整理していくとか、非常に歴史・理論部門というのは、全体として今日の論争をま

非常に有効な活動にしていきたいと考えています。 今後、来年度、更に活動を活発化していき、全体として

〈第三回部落解放研究者集会のまとめ〉

研究部長 大賀 正行

います。 「研究者会議の基調」というととで大きく三点提起されて「研究者会議の基調」というととで大きく三点提起されて、第三回研究者会議の意義と任務については、討議資料に

うになり、かなり定着してきたと思います。 第一に、一昨年より毎年二月に研究者会議を開催するよ

に見の研究者会議はテーマについて意志統一をすることになるわけです。 もちろん、一つのテーマが四カ月や半年で成果をあげった発展させていこうという体制がほぼできあがっていまった発展させていこうという体制がほぼできあがっていまった発展させていこうという体制がほぼできあがっている研究をはかぎらないし、そういうものは継続している研究者会議はテーマについて意志統一をすることになるわけです。

ず。第二の任務としては、大きく三つのことを指摘しており

第一のテーマは、

部落解放同盟がおしすすめている三大

闘争、すなわち、「狭山」「特措法」「地名総鑑」にかか の表テーマです。これについて研究所は各部会、事務局等 でスタッフの役割を果してもっっており、本部としても相 でスタッフの役割を果してもっっており、本部としても相 でスタッフの役割を果してもっっており、本部としても相 が、中央本部の三大闘争、「特措法」関争、行政闘争も今 にむすびついているという点が大きな特徴でありまして、 京都の部落問題研究所ではできないことを、我々研究所は やっておるわけです。

ある方はどなたでも発表していただくということで進めてある方はどなたでも発表していただくということで進めて理解について意見を求めよう。もう一つは、部落解放同盟につきました。そして、月に一回か二回、中央本部にありまにつきました。そして、月に一回か二回、中央本部にありまにつきました。そして、月に一回か二回、中央本部にありまにつきました。そして、月に一回か二回、中央本部にありまにつきました。そして、月に一回か二回、中央本部にありまにつきました。そして、月に一回か二回、中央本部にありまにつきました。そして、月に一回か二回、中央本部としてはテーマを二つにしぼって研究をやろうということで進めての性格と方向について。また三谷論文については、部落財団研究所によって打ちこまやです。日共、全解連、部落関題研究所によって打ちこまやです。日共、全解連、部落関題研究所によって打ちこまです。日共、全解連、部落財団研究所によって打ちこまでである方はどなたでも発表していただくということで進めて

おいます。中央執行委員会全員が、名前のあがっている学者にます。中央執行委員会全員が、名前のあがっている学者にます。中央執行委員会全員が、名前のあがっている学者にして来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだっている学者というという。

という大きな意義があると思います。という大きな意義があると思います。中央の理論委員出してもらうととをお願いしておきます。中央の理論委員出してもらうととをお願いしておきます。中央の理論委員とになります。日程の関係で報告ができなくても、どんとになります。日程の関係で報告ができなくても、どんという大きな意義があると思います。

日、軍事大国化をめざしている支配者階級の路線は、人権第三のテーマは、解放教育にかかわるテーマ です。 今

ると思います。まず、全同教を日共の関係で分裂させ、そ 動教育がはびとっている中、 言っているが、検閲されている現状がある。とのような反 部省の検定教科書にしてみても、業者は自主的に直したと 部晋太郎が堂々と偏向教育粉砕を叫んでいるし、 また文 因であるといえます。このあいだの国会の代表質問でも安 っていたことは日本の人権尊重、民主主義確立が遅れた原 といえます。日本が日清、日露戦争以後、軍閥強化を行な 完全に人権を揺がしてしまう事とは不可分の関係 に ある は戦争にならないわけですから、軍国主義というものと、 に対する圧迫です。人間みな平等、 共と分裂することは、敵の思うツボであり、 立はまだまだ続きますが、しかし、今の段階で全同教が日 力を弱めていこうとしています。我々と日共との関係で対 ているから、組織を分裂させる様な攻撃をかけ、全同教の れから、全同教には保守的な校長とか教育委員会がはいっ たててやっていく必要性が大いにあります。 全同教の弾圧に焦点がおかれ 人権尊重と言っていて 慎重に方針を

重要となってきており、教育部門の役割は非常に重要とな想とのかかわりの中で解放教育をはっきり整理することがませんという解放理論ではなしに、今日の反動教育、反動思動思想と対決した視点を明確にしていき、単に差別はいけるして、解放教育、解放思想という問題を反動教育、反そして、解放教育、解放思想という問題を反動教育、反

てきています。

教育委員会に対して、「非行、非行」と騒ぐ必要などない、同和教育推進校では、十年も二十年も前から経験してい、同和教育推進校では、十年も二十年も前から経験していることであり、その解放教育の思想や実践を生かすべきなどと目先のことに目を奪われ、解放教育の先進性に目を育の思想や実践を紹介したり、一般校で実践を生かすべきによって、国民に、解放教育の素晴らしさを理解させるチャンスであるといえます。大同教、全同教は、この取り組みをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れてみをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れてみをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れてみをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れてみをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れてみをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れてみをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れている様に思います。

解放教育とは、決して、部落の子どもだけの教育ではな

る理論的基礎を与え、反撃の方向をさし示す研究活動が必ら理論の基礎を与え、反撃の方向をさし示す研究活動が必らるといえます。「特別措置法」の場合も同じ こと ですきるといえます。「特別措置法」の場合も同じ こと ですが、部落のためだけにやっているのではなく、この闘いを頑が、部落のためだけにやっているのではなく、この闘いを頑が、部落のためだけにやっているのではなく、この闘いを頑が、部落のために現れています。そして、解放教育によっの原理が具体的に現れています。そして、解放教育によっの原理が具体的に現れています。そして、解放教育によっの原理が具体的に現れています。そして、解放教育によっの原理が具体的に現れています。

らっています。 は、二倍も三倍も大きく発展し、おもいっきり闘わせてもが、二倍も三倍も大きく発展し、おもいっきり闘わせてもが、三年前に比べ、闘い 思っています。

要とされるという位置づけで、

今後、我々は頑張りたいと

幅が拡大していきました。係、社・公・民の三党、新自由クラブ、社民連と、運動の係、社・公・民の三党、新自由クラブ、社民連と、運動の宗教団体、マスコミ関係、企業関係、労働組合、行政関

く、また、地方へいくと保守系が多いというとともあっは越えると思われます。とのように前回よりも決議数が多と立行政があと五十から六十あるから、三月議会で千百しかとれなかったのが、現在は千五十を越えました。部落市長村の議会決議ですが、前回は、九百六十か九百七十

ば、何もいえなくなることが予想されます。てに、総務長官は「こんなに多くの地方議会の要望もあるので無視できない」と決議数を武器として闘っていきました。今回の「特措法」の場合、元号法案の時より倍の決議があり、「この地方議会の要望もあるので無視できない」と決議数を武器として闘っていきました。何もいえなくなることが予想されます。

国会議員の署名数も、野党が社、公、民、新自由クラブ、国会議員の署名数も、野党が社、公、民、新自由クラブ、国会議員の署名数を越えるわけです。いかにして、自民党の署名をとるか。この前、署名していて今回していない人が六十から七十名あるわけです。いかにして、自民党の署名をとるか。この前、署名していて今回していない人が六十から七十名あるわけです。

いて当面闘っていく必要があります。 地方議会の決議と国会議員の署名の獲得、との二点につ

てどうしていくのかと訴えていきます。
方から報告をだしていき、これらの差別があることに対し解放同盟の方から差別事件の実態と報告、又郵便解放研の解放同盟の方から差別事件の実態、総評は部落差別の実態、より、全同数は教育現場の実態、総評は部落差別の実態、よりなっているのかを暴露してい今日の差別の実態は、どうなっているのかを暴露してい

とかと迫っていくわけであります。ってきているこの法律を打ち切るとはいったいどういうと国際人権規約の問題にも関連づけて、国内法の一つにな

すが、だめだということもありえます。要の検討、『可及的にすみやかに結論をだす、『実現できる様に最善の努力をする』という方向で一歩前進していますめておる』、その次は「かき消すつもりはない」、三番すめておる」、その次は「かき消すつもりはない」、三番すが、だめだということもありえます。

で、今後の判断をしようということになっています。るかどうかが大きな鍵となるわけです。その結果をみた上明日の総括質問で、これよりもう一歩前進した答えがで

考え方も論議になると思います。 専生省の生活課長と二時間ぐらい話しをしましたが、残 厚生省の生活課長と二時間ぐらい話しをしましたが、残 厚生省の生活課長と二時間ぐらい話しをしましたが、残 原生省の生活課長と二時間ぐらい話しをしましたが、残

自民党・政府はダブル選挙に勝ったことと、 財 政 の 問

すれば勝負はつくと思います。存在しています。運動をもう一まわりも二まわりも大きくが、本音は、もういいかげんにしておきたいという矛盾が別はいけない。なくさなければいけない」と言っ て いるやりにくいという様々な問題がからみ合い、建前では「差題、そしてこれ以上解放運動をのさばらしたのでは、今後

までに目標を達成していきたいと思っています。が、まだ、決議のとれていないところもあり、四月の中旬いれていかなければならないし、一応決議はだ して いるその為に、市町村行政が、本気になって勝負のため力を

し判断させていきたいと考えています。事をあつめ、東京都の知事を先頭にして鈴木総理に直談判また、五月の連休あけに、少なくとも二十人ぐらいの知

っていきたいと思います。の聞いをまっとうするためにがんばんでいき、「特措法」の聞いをまっとうするためにがんばの世論づくりをおとない、今後息切れすることなくおいこびかけていったり、マスコミにのせて「特措法」強化改正びかけていったり、マスコミにのせて「特措法」強化改正で、経理大臣に対して、日本の常識として提起するよう呼ていきたいと思います。

〔資料〕1

一九七五年十二月九日国連総会決議三四四七(第三十回会期)

障害者の権利宣言

総会は、

- 国の誓約に留意し、の上、完全雇用、経済・社会の進歩・発展の条件を促進するため、この機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟諸め、この機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟諸のといるというに
- 念を再確認し、和、人間の尊厳と価値及び社会正義に関する諸原則に対する信和、人間の尊厳と価値及び社会正義に関する諸原則に対する信息の連合憲章において宣言された人権及び基本的自由並びに平
- れた基準を想起し、の権利宣言の諸原則並びに国際労働機関・国連教育科学文化機の権利宣言の諸原則並びに国際労働機関・国連教育科学文化機関・世界人権宣言・国際人権規約・児童権利宣言・及び精神薄弱者
- も、また想起し、 五月六日の経済社会理事会決議一九二一(第五十八回会期)を・障害防止及び障害者のリハビリテーションに関する一九七五年
- し、またそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必焒・社会の進歩及び発展に関する宣言が心身障害者の権利 を 保 護

性を宣言したことを強調し、

- 身体的・精神的障害を防止し、障害者が最大限に多様な活動分 彼らの通常の生活への統合を促進する必要性に留意し、 野においてその能力を発揮し得るよう援助し、また可能な限り
- ・若干の国においては、その現在の発展段階においては、この目 的のために限られた努力しか払い得ないことを認識し、
- ・この障害者の権利に関する宣言を宣言し、かつこれらの権利の 保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確保 にするための国内的及び国際的行動を要請する。
- 必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的 的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に にできない人のことを意味する。 「障害者」という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体
- 二、障害者は、この宣言において掲げられるすべての権利を享受 族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく、すべての **膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくはその他の意見、国若** 障害者に認められる。 する。これらの権利は、いかなる例外もなく、かつ、人種、皮 しくは社会的身分、貧富、出生又は障害者自身若しくはその家
- 三、障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながら このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされ 度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。 の権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程 た相当の生活を送ることができる権利を意味する。

- 四、障害者は、他の人々と同等の市民権及び政治的権 利 を 有 す ような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。 「精神薄弱者の権利宣言」の第七条は、精神障害者のこの
- 五、障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受け る資格がある。
- 六、障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療、 並びに医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、 又は再統合する過程を促進するようなサービスを受ける権利を 及びその他障害者の能力と技能を最大限に開発でき、社会統合 訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業あっ旋
- 働組合に参加する権利を有する。 され、または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、労 権利を有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用 障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ
- 八、障害者は、経済社会計画のすべての段階において、その特別 のニーズが考慮される資格を有する。
- 九、障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会 場合以外、差別的な扱いをまぬがれる。もし、障害者が専門施 必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である 的活動、創造的活動又はレクリェーション活動に参加する権利 生活条件は、同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったも 設に入所することが絶対に必要であっても、そこでの環境及び を有する。障害者は、その居住に関する限り、その状態のため

のであるべきである。

- 搾取、あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるも 障害者は、差別的、侮辱的又は下劣な性質をもつ、あらゆる
- 十一、障害者は、その人格及び財産の保護のために適格なる法的 考慮されるべきである。 の適用される法的手続きは、彼らの身体的精神的状態が十分に ならない。もし、障害者に対して訴訟が起された場合には、そ 援助が必要な場合には、それらを受け得るようにされなければ
- 十二、障害者団体は、障害者の権利に関するすべての事項につい て有効に協議を受けるものとする。
- 十三、障害者、その家族及び地域社会は、この宣言に含まれる権 利について、あらゆる適切な手段により十分に知らされるべき

(資料) 2

国際障害者年行動計画(全文)

- 注:国連国際障害者年諮問委員会が、総会決議三二―一三三の 三四―一五四の第二項により、「国際障害者年行動計画」と 第五項に則り、国連事務総長あて提出した勧告は、総会決議 一~三行参照)。 して採択された(以上第五六項及び訳者注書、一七頁下から
- 資料:国連総会に対する事務総長報告A―三四―一五八、

- 979年6月13日)の第五六~七六項
- 序:国際障害者年行動計画の概念構成と主な原則
- 五十七、国際障害者年の目的は、障害者がそれぞれの住んでいる かかわらず、同様に、等しい緊急性をもってとり入れられるべ うした考え方は、すべての国においてその発展の水準いかんに 意味する「平等」という目標の実現を推進することにある。こ 展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を に彼らの社会の他の市民と同じ生活条件及び社会的・経済的発 社会において社会生活と社会の発展における「完全参加」並び
- 五十八、障害者の抱える問題は全体としてとらえるとともに、発 という事実は留意されなければならない。 社会資源が不十分であるがゆえに、障害者の問題を解決するた 展のあらゆる側面を考慮に入れなければならない。しかしなが めに必要な社会資源を振りむけることができずに来てしまった ら、発展途上国は、優先的に取り組むべき問題が多く、手段と
- 五十九、障害者の問題の解決は、その国の総合的発展の水準と密 接な関係があるため、発展途上国におけるこれらの問題の解決 万人の障害者がいると推定されているが、その大半は発展途上 国際的条件をつくり出し得るか否かに大きくかかっている。そ 国において生活している。それ故、国際障害者年関連活動の大 めにまさに適切なものである。今日、世界にはおよそ四億五千 は、これらの国のより速やかな社会経済的発展のための適切な れ故、新国際経済体制の確立は、国際障害者年の目標達成のた

必要がある。 必要がある。 必要がある。 ともに、政府系及び民間の障害者の国際組織の参加を確保するともに、政府系及び民間の障害者の国際組織の参加を確保するともに、政府系及び民間の障害者のの国際組織の参加を確保するともに、政府系及び民間の障害者のための環境条件の改善を表述をのといるである。このようなプロジェクトは国家開業のプログラムの採択と実行においては、加盟諸国の参加と発動を必要がある。 ともに、政府系及び民間の障害者の国際組織の参加を確保するともに、政府系及び民間の障害者のための環境条件の改善を表示。

一つの機会として、最適に利用され得るものである。平和のための諸国民間の継続的で強い協力の必要性を強調する者であるという事実に想いを至すなら、国際障害者年は、世界六十、障害者のうち多数の者は、戦争及び他の形態の暴力の犠牲

大十一、国際障害者年の重要目的の一つは、障害とは何か、それ大十一、国際障害者年の重要目的の一つは、障害とは何か、それぞれ異なった解して様々な医学的支障を有している者は、それぞれ異なった解して様々な医学的支障を有している者は、それぞれ異なった解して様々な医学的支障を有している者は、それぞれ異なった解して様々な医学的支障を有している者は、それぞれ異なった解決法を有する異なった問題を有しているのである。

全(impairment)」と、それによって引き起こされる機能的六十二、国際障害者年は、個人の特質である「身体的・精神的不

、こ、章をこう引頭とある固人とその環境との関系としてと別があるという事実について認識を促進すべきである。不全の社会的な結果である「不利(handicap)」の間には区な支障である「障害(能力不全)(disability)」 そして能力

六十三、障害という問題をある個人とその環境との関係としてと らえることがずっとより建設的な解決の方法であるということ 場合社会環境が一人の人間の日常生活に与える身体・精神の不 は、最近ますます明確になりつつある。過去の経験は、多くの となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を る。これは、単に障害者のみならず、社会全体にとっても利益 にとって利用しやすいように整える義務を負っているのであ それからまたスポーツを含む文化的・社会的生活全体が障害者 に対応するためには今なお学ばねばならないのである。 社会 して行っている。社会は、全ての人々のニーズに適切に、最善 ・精神的能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概 全の影響を決定することを示している。社会は、今なお身体的 門の一般的な政策及び計画の不可欠な部分を形成す べき であ る。障害者のための条件を改善する行動は、社会のすべての部 のに特別の困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのであ 考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを充たす 者は、その社会の他の者と異なったニーズを持つ特別な集団と 閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。障害 り、また、それは、国の改革プログラム及び国際協力のための 常例的プログラムの一環でなければならない。 一般的な物理的環境、社会保健事業、教育、労働の機会、

六十四、国際障害者年の間に行われる活動は、実質的なものを指六十四、国際障害者年の間に行われる活動は、実質的なものを指表ののようにあり、従って活動の焦点はプライマリー・ヘルス・事業に当てられるべきである。それは、このような活動が社会事業とその障害程度をかなり減じ得るような方法や手段が存在するようになって以来はなおのことである。

自らを組織するととを支援するととである。 (第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十六十五、「障害者の権利宣言」を含むとである。

献すべきである。 て行動をめざしたプログラムを通じて上記の諸原則の実現に貢六十六、国際障害者年は、地方、国、地域及び国際レベルにおい

い(下記第七四項の(口参照)プログラムの採択ということをもたらすものでなければならな六十七、国際障害者年の進行を通じて得られた経験は、長期行動

B 国内活動(各国がとるべき措置)

諸条件を考慮に入れて、総会により決議三一―一二三において的問題を自由に取り決める権利と責任に基づき、かつ、各国の六十八、諮問委員会は、加盟各国が各国独自の発展目標及び優先

49

るものである。するため、次に掲げる措置を採択することを考慮するよう勧めまるため、次に掲げる措置を採択することを考慮するよう勧め設定された国際障害者年の目標の実行とフォローアップを保障

遂行さるべき優先的措置を含む声明を発すること。

α、国際障害者年初頭に、障害者の完全なる社会参加のために

り、準備措置として国際障害者年のための国内委員会又は類似り、準備措置として国際障害者年のを見標を支持しての諸活動の計画・調整・執行又は執行促進を可でいて自らの提案の実行の確保などのため、国際障害者年のための国内委員会又は類似

ければならない。

ての委員会に参加できるものとして、政府各省の代表者、この委員会に参加できるものとして、政府機関及び民間団体、青年団や企業団体を含む有志団体な政府機関及び民間団体、青年団や企業団体を含む有志団体ない。

ローアップする国家計画を準備すること。う目的で、一九八一年末までには国際障害者年の目標をフォc、一九九一年までに、国際障害者年の成果の評価と反省を行

キャンペーンを促進すること。
めることの社会意識を高めるため、マス・メディアによるのあることの社会意識を高めるため、マス・メディアによるのあることの社会意識を高めるため、するができ者が経済、社会、政治へ参加し貢献する権利についる。

e、障害者のための事業を一般地域開発計画に統合し、また総

保障事業全般にとり入れること。合的なリハビリテーションの概念を保健、労働、教育、社会

リハビリテーションの概念を含めることを通じて行われるもれは、例えば学校や大学他の教育機関の教育課程に総合的な行を確実にする専門・技術職員を質量とも訓練すること。それ、所要のリハビリテーションの全側面に関する国家計画の実

総合化し、かつ強化することに特別の注意を払うこと。育、住宅、社会及び職業的更生の分野における事業についてg、障害者に関する政府事業――特に障害の防止、 保 健、 教のである。

一の総合化のための適切な政府機関を設立するとと。保健、教育、住宅、社会及び職業的更生の分野におけるものh、障害者のために形成されるすべての政策─特に障害予防、h

1、障害者の教育及び雇用に関し、起り得る差別的な慣習を除す、障害者の教育及び雇用に関し、起り得る差別的な慣習を除す。

う、開発計画、障害の防止及びリハビリテーション事業のプロ去するため現存する法律を見直すこと。

k、障害防止の重要な段階として、各種疫病の防止のための措グラムを国家計画の必須の部分とすること。

に関する問題、リハビリテーションサービスの提供及びこのなさしめることなどである。経済・社会の計画機関は、障害のサービスのニーズの種類と量を知り得るよう、その設計を払うこと。例えば、政策機関をして、人口調査によって事業主、障害の発生について確実に把握するため、あらゆる努力を置に関する現存するプログラムを実行すること。

ればならない。 分野の計画専門家の養成の促進への取り組みを更に強めなけ

寸金こついて再評価すること。 たり、任じたりするよう援助し、励ますために、諸事業や給たり、任じたりするよう援助し、励ますために、諸事業や給み出すことなく、その生活する社会の必要な地位にとどまっ田、障害者が社会から孤立したり、隔離されたりする事態を生

に重点を置き、また、障害者に役立つ事業や給付に関する情に、障害者政策の企画立案するに当たって、障害者の能力開発付金について再評価すること。

対する所要のあらゆる措置をとること。動及び制限そのものに関する調査を開始し、かつその状況にo、障害者が十分に社会に参加する自由を制限する差別的な行報を提供すること。

うにすることを含む、適切な条件整備を行うこと。への十分な参加のため、建物構内への立ち入りを妨げないより、障害者の教育、労働、スポーツその他のレクリェーション

はやすことや聴力障害者のために公共施設に補聴器を備えるは、すべての新規のビルディング及び大幅な改修がほどこされて、すべての新規のビルディングが障害者にとって十分に利用し得るものであることを確実にせしめるため、法律を制定する必要のあることに配意すること。これは、聴力障害者、視力障害者のため、公共の情報への接触を創出し、かつ増大する措置――例め、公共の情報への接触を創出し、かつ増大する措置――例め、公共の情報への接触を創出し、かつ増大する措置――例め、公共の情報への接触を創出し、かつ増大する措置――例め、公共の情報への接触を創出し、かつ増大する過度書者のために公共施設に補聴器を備えるは書籍を力セットテープ及び点字に移し替えたものを出り、これであることを確実により、これであることを確実にあることを確実にある。

である。

に対する適切な援護を保障すること。に対する適切な援護へと振替え、また在宅の障害者及びその家族が廃止されつつある国においては、財源を施設による援護かが廃止された付害に対する適切な援護を保障すること。に対する適切な援護を保障すること。

要な場合にはその活発化を再度行うとと。。、障害の発生を予防するため作成された計画を再検討し、必

世すること。世すること。世ずること。世ずること。世がアで、基礎的保健事業)」の分野での保健事業、妊娠出産時のケア(基礎的保健事業)」の分野での保健事業を、リハビリッに発生するものを予防するため「プライマリー・ヘルス・期に発生するものを予防するため「プライマリー・ヘルス・財に発生するものを予防するため「プライマリー・ヘルス・財に発生すること。

w、障害者の有する障害のゆえに、障害者自身により又は障害神衛生への影響についてもまた注意が払われるべきである。と。労働環境における心理的要因及び労働の環境の個人の精と。労働環境における心理的要因及び労働の環境を整備するとアレルギー疾患の者が使用しやすく、労働環境を整備すると、、体の動きに制限のある者、環境適応に問題のある者、また

輸入許可及び適切な外国為替割当てをも行うこと。資材についての関税及び税の免除を行うこと。また、必要な者の利益のために使用される機器、設備、補助器材その他の

特別のこととして、保障すること。 及び実行において、関連民間団体が適切に含まれることを、x、障害者のための社会事業の分野における国家的計画の作成

び障害者による組織の設立を奨励すること。
ソ、障害者によって始められる諸活動に優先権を与えること及申別のとととして、例例であると

なるべく加えるとと。題となる場合においては、障害者の代表をその出席派遣団に題となる場合においては、障害者の代表をその出席派遣団になるべく加えるとと。

aa、国家的な「障害者のための日」を宣言すること。

こと。てとられた措置についての国家報告書を事務総長に提出するもと、一九八二年の三月三十一日までに、国際障害者年に従っ

る。) (注:多くの提案は、諮問委員会の勧告に取り入れられて、

C 地域活動

七十、諮問委員会は、地域委員会、他の政府間地域組織又は関心

る。(下記七四項のC参照) 動プログラム草案に関する提案を行うことを勧告するものであ 域又は準地域の会議、或いは研究会を召集すること及び長期行 域の対策を表示する目的で、地 権利宣言の諸原則を実行する最良の方法を考究する目的で、地 を表示する。(下記七四項のC参照)

七十一、アフリカ、アジア、太平洋、中南米及び西アジアの地域七十一、アフリカ、アジア、太平洋、中南米及びフォローアップの利益のために国際障害者の諸目標の実施及びフォローアップの最も効果的な方法を考究する目的で、障害発生防止及びリハの最も効果的な方法を考究する目的で、障害発生防止及びリハの最も効果的な方法を考定するととを緊要とすべきである。

る。 速やかに決定することの必要性に緊急の注意を払う べきで あ七十二、諸地域委員会は、国際障害者年への貢献について可及的

て開催することは、有益なことと考えるものである。
で開催することは、有益なことと考えるものである。
七十三、諮問委員会は、近年いくつかの国で開催された展覧会の

) 国連における事業計画

a、国際障害者年の「完全参加」の精神に従い、「障害者のた

- ns)」を、「障害者による国際年(International Year for Disabled Persons)」を、「障害者による国際年(International Year of Disabled Persons)」と変更し、また国際障害者年のテーマを「完全参加と平等(Full Participation and Equality)」へと変更すること。
- うちの一国において次の目的で開催されるものとする。の技術的協力及び障害者のための技術的な授護に関する行動を目ざした国際シンポジウムを組織すべきこと。そのシンポを目ざした国際シンポジウムを組織すべきこと。そのシンポを目ざした国際シンポジウムを組織すべきこと。そのシンポを目ざした国際シンポラムに、当該に関する行動に、事務総長は、国連開発計画委員会との協力の下で、発展途に、事務総長は、国連開発計画委員会との協力の下で、発展途に、事務総長は、国連開発計画委員会との協力の下で、発展途に、事務総長は、国連開発計画委員会との協力の下で、発展途に、
- (1) 障害者のための分野における発展途上国の緊急の要求に
- (H) 国連組織による現在の技術的援助を評価すること及びこの分野における将来のプログラムに向けての提言――特に発めの、国連機関、民間組織及び二国間径路による国際援助並めの、国連機関、民間組織及び二国間径路による国際援助並めの、国連機関、民間組織及び二国間径路による国際援助並めの、国連組織による現在の技術的援助を評価すること及びこ
- (II) 農村地域における障害者の教育及びリハビリテーション(III) 農村地域における障害者の教育及びリハビリテーション
- ける発展途上国間の技術協力増大についての可能 性 を 検討(≧) 障害者のための用具の生産と社会事業の組織の分野にお

し、提案を行うこと。

- c、事務総長は、加盟各国、関係組織、国連内の組織や部局及 ととなろう。
- させ、強化するよう訴えること。 書者がその国の社会内において自立して生産力となり得るよう、障害者のリハビリテーションのための発展途上国の国民への、二国間又は多国間の経済的・技術的援助の計画を増大 させ、強化するよう訴えること。
- でするよう、加盟各国と世界諸機関の努力の調整を、段階的にしての国際障害者のためのプログラムを促進することを確保しての国際障害者のためのプログラムを促進することを確保するよう、加盟各国と世界諸機関の努力の調整を、段階的に
- することを最優先課題とすること。各国政府及び国内組織による活動に対して実質的支援を提供各国政府及び国内組織による活動に対して実質的支援を提供、国際障害者年の目的達成とフォローアップのために、国連
- 行うことを勧められる。

 プのための発展途上国の計画のため、技術的・財政的援助を
 以、民間組織は、国際障害者年の目的の実行及びフォローアッ
- h、事務総長は、障害発生防止及びリハビリテーションに関す

- 可能な限り広い範囲に普及させるべきである。00-1)の内容を、国連開発計画委員会との協力の下に、る技術的助言書(21202、1978年4月30日付G34
- 的で、諮問委員会の会議を更に組織すべきである。的民間組織による国際障害者年の遵守状況報告を起草する目的民間組織による国際障害者年の遵守状況報告を起草する目のび加盟諸国、国連内部の諸組織・部局、その他関連の国際
- 行するための明確な方策を取り入れるべきである。の国連及び専門機関における最近の関連ある決議を十分に実う、関連諸組織は、障害防止及びリハビリテーションについて
- 障害者を雇用する方針を採用するべきこと。

 は、国連組織内のすべての機関・組織及び部局は、より多くの
- し得る設備が整った所とするべきとと。 者、手話通訳者が必要な聴覚障害者を含む全ての者が利用 場合の方針として、その場所は可能な限り、車椅 子 の 使 用 、国連組織内のすべての機関・組織及び部局は、会議を催す
- 田、国際的旅客輸送機関(航空機、バス、フェリー、列車及び の場別の旅客輸送機関(航空機、バス、フェリー、列車及び の場別を開発を のために使用される設備(例えば、空港ビ のはの旅客輸送機関(航空機、バス、フェリー、列車及び
- n、次の一連の方策が準備さるべきこと(I地域開発計画の中

築物及び設備の利用しやすさがわかるような表示の開発) ・ □ 開発援助計画における現存する障壁の発生の回避のための制度及び手段。 II 開発援助計画における現存する障壁の除去及び新しいた。 II 開発援助計画における現存する障壁の除去及び新しいた。 II 関発援助計画における現存する障壁の除去及び新しいたられた障壁を見極める目的で、国及び地方のリハビリテー作られた障壁を見極める目的で、国及び地方のリハビリテー作られた障壁を見極める目的で、国及び地方のリハビリテー作られた障壁を見極める目的で、国及び地方のリハビリテー作られた障壁を減らすこと。 II 障害者のためで住民自身により、また障害者との協力により、建築物そので住民自身により、また障害者との協力により、建築物そので住民自身により、また障害者との協力により、建築物その

- o、リハビリテーションの分野における国家間の交流を促進す。、リハビリテーション施設訪問を行う研究旅行などであ国へのリハビリテーション施設訪問を行う研究旅行などである。その場合、その人員の少くとも半数は障害者に振り向ける。、リハビリテーションの分野における国家間の交流を促進す
- 社会的統合のための活動に割り当てられるべきである。る収入は、障害の防止及び障害者のリハビリテーション又は念切手と記念コインを発行すべきこと。これによって得られり、国連郵便行政当局は、一九八一年に国際障害者年を祝う記
- 車は長期行動計画草案の作成に際し、これらの団体の活動の関連ある国際的民間団体の国際障害者年の活動への参加、国界平和及び諸国・人民間の平和的関係促進への貢献のための界平和及び諸国・人民間の平和的関係促進への貢献のための界、国連は以下のことを奨励すべきである(Ⅰ障害者団体の世

報告を受けることを確保すべきである。)

- ・実施に関する指導書を用意すること。び障害者に関する必要な統計を供給する世帯標本調査の立案関による「世帯調査報告」の改訂の仕事に関連して、障害及工、国連と世界保健機関(WHO)は、国連とその他の専門機
- 発と吟味を継続すべきこと。 者に関する統計の蒐集のため必要な概念、分類及び定義の開
 s、国連とWHOは、関係諸国との協力の下に、障害及び障害
- たと。たと。たりでき者の地域社会生活における完全な参加」を含む、国意切な時期に評価を用意するためにのいて測定するため、の努力を通じて対処されたかどうかについて測定するため、の努力を通じて対処されたかどうかについて測定するため、の努力を通じて対処されたか、また他の有用な意図がそれら、際障害者の地域社会生活における完全な参加」を含む、国した。
- 各国に配布すること。
 事務総長は、諮問委員会の会議報告を可及的速やかに加盟

上 広報計画

七十五、諮問委員会は次のように勧告する。

医学的機能支障を有する者――は異なる解決法を必要とする神薄弱者、精神病者、身体の動きに支障のある者及び様々なの障害を持つ人々――例えば、聴覚障害者、視覚障害者、精れた障害のとらえ方を反映すべきである。これは様々な種類れた障害のとらえ方を反映すべきである。これは様々な種類は原則を概示した序節(前記五七~六七項)において表明さな、国際障害者年関連のすべての広報は、勧告の概念構成と主

る。 また以上のことは、「身体的・精神的不全」と「障害(あった人ので強との関係の、そして社会全体にかかわるく、個人とその環境との関係の、そして社会全体にかかわるがとと及び障害というものが基本的には個人の問題ではなうこと及び障害というものが基本的には個人の問題ではなったと及び障害という事実を認識することを意味す異なる問題を抱えているという事実を認識することを意味する。

- トに使用され得るよう、一九七九年内に作成すべきである。の間、国際的かつ国内的に、ポスター、小冊子、パンフレッb、国際障害者年のシンボルマークを、一九八○∼一九八一年
- c、事務総長は、国際障害者年の目的に関する情報を広く伝え と、事務総長は、国際障害者の目的に関する情報を広く伝え のるキャンペーンを促進し、障害者がその経済的、社会的、政 が生活に参加し貢献する権利を持つことについて公衆を啓 で、事務総長は、国際障害者年の目的に関する情報を広く伝え
- は、「国連広報政策・活動評価委員会」(1978年12月20日付総会 大七九年一月から始まる、国際障害者年に関する国連組織の 大七九年一月から始まる、国際障害者年に関する国連組織の は、一日を の政策と活動について、第三五回国連総会に報告す のとを求められるものである(1978年12月20日付総会 で表言とのである(1978年12月20日付総会 で表言とのである。 (1978年12月20日付総会 で表言とのである。 (1978年12月20日 (1
- の組織間委員会」を指揮し、障害のリハビリテーションとそe、事務総長は、「調整担当行政委員会の情報システムのため

- 情報システムにおいて) 情報システムにおいて) 「国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、及びUNDP(国連開発計画委員会)の(国連工業開発機関)、
- 成し、発行すべきである。用案内書を、国際障害者年のための広報計画の一環として作り、適切な民間組織との協力の下で、国連及びその諸機関の利

国連諸機関の活動とそれら機関相互の調整

- 七十六、諮問委員会は、障害者に関する諸問題は他の問題と切り七十六、諮問委員会は、障害者年の直接の目的は、との永続的統合を確実にすることで障害者年の直接の目的は、との永続的統合を確実にすることで障害者年の直接の目的は、との永続的統合を確実にすることで障害者年の直接の目的は、との永続的統合を確実にすることでである。この過程において、関連の専門機関及び部局の通常活動と社十六、諮問委員会は、障害者に関する諸問題は他の問題と切り七十六、諮問委員会は、障害者に関する諸問題は他の問題と切り
- る能力を急ぎ強化すべきである。 のリハビリテーションの分野におけるプロジェクトを遂行すa、国連組織内の諸機関及び他の部局は、障害防止及び障害者
- 、関係諸機関及び部局の職員は、その各自の各行政部局が、

- 加を呼びかけられるべきである。 において、継続的な組織間の協議を通じてよく調整されなけて、関係諸機関及び部局の活動は、国際障害者年及び長期の間
- ることを勧められる。 開発及び職業的リハビリテーションの分野での活動を継続すd、国際労働機関(IIO)は、障害者に役立つ標準的機器の
- e、世界保健機関(WHO)は、障害防止とリハビリテーショe、世界保健機関(WHO)は、障害防止とリハビリテーショe、世界保健機関(WHO)は、障害の早期発見を可能にかつ国際的なものとすること、及び障害の早期発見を可能にかつ国際的なものとすること、及び障害の早期発見を可能にかの国際的なものとすること、及び障害の早期発見を可能にかいて関して用いられるすべての用語の定義を今日的で、明確と、世界保健機関(WHO)は、障害防止とリハビリテーショ

- る。 いての では できまり できません いて例えば共同組合やワークショップといった他の適当と思いて例えば共同組合やワークショップといった他の適当と思い、 国連開発計画委員会は、国際年のうちに、発展途上国にお
- るようにすることを求められる。及び障害者のリハビリテーション関係者にとっても利用し得れ、国連災害救急調整官事務所は、災害対策手引書を障害防止
- にするため、あらゆる努力を払うことを勧められる。連があるものについて、すべての者が利用し得ることを確実
 i、国連とその機関は、それらの文書、特に障害者に直接の関

(以 ト

資料し、

『部落解放運動基礎資料集』全四巻の紹介

完結したので、簡単に内容を紹介しておく。 (編集は部落解放研所)。すでに『部落解放』第一五二号(一九八〇年七月)には渡部徹氏の書評がのせられているが、全四巻が八〇年七月)には渡部徹氏の書評がのせられているが、全国水平社創立六十周年の記念すべき年、一九八二年を前に 刊行された平社創立六十周年の記念すべき年、一九八二年を前に 刊行された (編集は部落解放同盟みずからが戦後三十五年の闘本資料集全四巻は、部落解放同盟みずからが戦後三十五年の闘

一、全四巻の構成

止方法に焦点を当て、また障害児の教育・リハビリテーショ

注意を払うことを勧められる。

ンプログラムの作成に寄与することにより、

障害児に特別の

- 第一巻~第三巻=全国大会方針書
- 第四巻=糾弾闘争・行政闘争資料

二、各巻の特徴

- ① 第一巻=第一回大会~第二十回大会
- 2) 各大会とら、「舌助最告」「舌助方針」(乙は養尽費)、の論争など、戦後の部落解放運動の流れが一望できる。の論争など、戦後の部落解放運動の流れが一望できる。の論争など、戦後の部落解放運動の流れが一望できる。 の論争など、戦後の部落解放運動の展開、そしり、部落解放全国委員会の結成から差別行政反対闘争の始ま
- 「宣言・決議」のすべてを収録。 (2) 各大会とも、「活動報告」「活動方針」(又は議案書)、
- 3)巻末の「解説」も紹介している。 おいぐる「討論」も紹介している。 お上回・第十回・第十五回大会の項では同対審答申をおい、第三回・第七回・第十回・第十五回大会の項ではそれのでは、第三回・第七回・第十回・第十五回大会の項ではそれのより、大会で決定した役員を列
- 第二巻=第二十一回大会~第二十九回大会
- 提唱された第二十九回大会まで収めている。特別措置法即時具体化のたたかい、そして被差別統一戦線が1 同対審答申完全実施の国民運動、狭山差別裁判糾弾闘争、

1980年度活動報告と1981年度研究課題

- ③ 第三巻=第三十回大会~第三十五回大会
- い、そして共同闘争の展開など、近年の運動を収録。(1) 部落地名総鑑、狭山闘争、特別措置法強化改正の たた
- 索引」(いずれも本資料集第一巻~第三巻を対象)。それぞの 第三巻の特徴は、約四〇頁にわたる「事項索引」と「人名

れの索引の内容は、次のとおり。

(事項索引)

- 〇二四の大項目に分類
- ○さらに各項を事例名ごとの小項目に、また、必要に応じ○さらに各項を事例名ごとの小項目に、また、必要に応じ
- ○総項目数 九九三項目、約六、○○○件

(人名索引)

〇五十音順

○総人名数 六八二人、約二、四○○件○各巻の「解説」に示した役員名も含む

④ 第四巻=差別糾弾·行政闘争資料

- 現在にいたる資料を充実。綱、請願書などを中心に編集され、とくに一九六五年以降、⑴ この巻は、具体的な差別事件、行政闘争にかかわる糾弾要
- 部落解放国策樹立請願運動」「Ⅳ、同対審答申・特別措置法弾闘争」「Ⅱ、市民・マスコミなどへの差別糾弾闘争」「Ⅲ、② 全体を内容によって「Ⅰ、政府・独占資本などへの差別糾

国民運動」に分け、時代順に配列。

- (3)今回新たに収録された主な資料は、 次の通り。
- 身分解放問題に関する特別委員会(仮称)設置の要望書
- 松本治一郎氏らに対する不当追放の真相--関係資料集
- 一千億円を闘いとろう。 -部落解放の国策要請書
- 硫酸事件糾弾要綱一 - 闘いの勝利のために
- 私達は何故教員勤務評定に反対するか(大阪府連)
- 徳島簡易裁判所判決文(初めて糾弾権を認める)
- 興信所差別身許調査慰謝料請求訴訟判決文
- また、次のような基礎的な資料も収録。 「浪速窓口一本化裁判」大阪地方裁判所判決文
- 宇和島事件特集号(解放新聞)
- 差別撤廃闘争をいかに展開するか
- 「破戒」初版本復原に関する声明
- 福山差別裁判粉砕の訴え
- 全国市議長会への抗議文
- 吾々は市政といかに闘うか オールロマンス差別糾弾要
- 大阪府同和事業促進協議会「請願書」
- 解放への怒濤 -西川事件差別糾弾闘争の記録
- 吉和中学校差別事件「真相はこうである」
- 和歌山県連合会「水害復興への道」
- 奈良県河合村「差別村政撤廃に関する請題書」
- 部落民は要求する・ -福岡市議会への請願書(案)
- 大阪府八尾市「差別市政撤廃に関する請願書」
- 日本社会党「部落問題解決政策要綱」

- ・部落問題解決のための国策樹立に関する要請書
- ・三井三池第二組合の差別ビラに対する声明書
- **滝川教授事件糾弾闘争方針**
- ・興津闘争の総括
- 自衛隊(信太山)の差別を徹底糾弾しよう
- 「同対審」答申完全実施要求の国民運動を組織し推進する
- 「差別戸籍」の糾弾闘争について映画「橋のない川」第二部糾弾要綱
- 朝日新聞社差別事件糾弾要綱
- 部落解放運動と同和教育強化のために
- 文部省生徒指導資料第三集に対する差別事件糾弾要綱
- 差別者・木下浄一派を糾弾する
- 部落解放対策「特別措置法」草案
- 「同和」対策事業特別措置法の成立にあたって
- 部落解放奨学生を死に追いやった差別に対する糾弾要項 狭山差別裁判糾弾要綱(一九七〇年)
- 久世結婚差別事件糾弾要綱
- 八鹿高校の混乱の元凶は日共差別者集団宮本一派だ
- 沢良宜結婚差別事件「糾弾要綱」 「三雲差別自殺事件」糾弾要綱
- 『地名総鑑』糾弾の基本方向:
- 「特別措置法」強化延長闘争をい かに闘うか
- 水道産業新聞差別事件糾弾要綱

- 世界宗教者平和会議における差別発言についての見解 「特別措置法」三年延長と付帯決議に関する報告

日本社会党「部落解放特別措置法」要綱(案)など